

**鳥取県告示第121号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人光の家 理事長 松井良孝	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	通所介護	平成21年3月1日